



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## 建設事業無災害表彰状の伝達式を行いました。

令和7年6月13日（金）、宮城労働局（局長 小宅 栄作）は、無災害を達成した建設工事現場に対し、厚生労働省労働基準局長（岸本武史）による建設事業無災害表彰状を伝達しました。無災害表彰状は、全工期を通じ業務上の災害が発生しなかった建設工事現場に対して授与されるものであり「建設事業無災害表彰内規」に基づき、事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により授与されます。

### 表彰事業場

- ・西松建設株式会社 北日本支社（仮称）柴田町総合体育館整備事業新築工事
- ・株式会社 小野良組 気仙沼国道維持補修工事  
株式会社 丸本組
- ・令和4年度債務警10-001号（仮称）栗原警察署庁舎等新築工事
- ・令和5～6年度 三陸道管内維持補修工事



【写真右】（左から）前列：宮城労働局労働基準部長、西松建設（株）、（株）小野良組、（株）丸本組栗原警察署庁舎等新築工事、（株）丸本組三陸道管内管内維持補修工事、宮城労働局健康安全課長、後列：（株）小野良組

無災害を達成された工事関係者の皆様には、心よりお祝い申し上げます。

### 無災害記録証の申請方法について

「建設事業無災害表彰申請書」を作成し、当該現場を管轄する労働基準監督署を経由して（2部提出）、都道府県労働局長宛てに申請します。

「建設事業無災害表彰申請書」はこちら（宮城労働局 各種様式）  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/122/12241.html>



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課  
（☎022-299-8839）



(参考)

## 建設事業無災害表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第1第3号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第3条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第1号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第4条 労働省労働基準局長は、前条第1項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成11年10月1日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。